

○通信委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出日	付委員会	議決	院議決	衆議院付委員会	議決	院議決	備考
23	郵便貯金法の一部を改正する法律案	衆	六、二二	六、五五 (予)	可 六、五三 決	可 六、五五 決	六、五六	修 六、五四 正	六、五五 正	
24	郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案	"	二二	五、五 (予)	可 五、三 決	可 五、五 決	五、六	可 五、四 決	五、五 決	
25	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案	"	二二	五、五 (予)	可 五、五 決	可 五、七 決	五、六	修 五、五 正	五、〇 正	
50	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	"	三、六	三、六 (予)	可 五、六 決	可 五、七 決	五、三	可 五、八 決	五、〇 決	
54	郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案	"	三、九	三、九 (予)	可 五、三 決	可 五、五 決	三、九	可 五、四 決	五、五 決	
55	簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案	"	三、九	三、九 (予)	可 五、五 決	可 五、七 決	三、九	可 五、五 決	五、〇 決	
56	電波法の一部を改正する法律案	"	三、九	三、九 (予)	可 五、六 決	可 五、七 決	三、九	可 五、八 決	五、〇 決	

93	電気通信事業法の一部を改正する法律案	衆	四二二	四二二 (予)	可決 五二六	可決 五二七	五二三	可決 五二八	可決 五二〇
67	郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案	参	六三、三一九	六三、三一九	可決 六三、五二二	可決 六三、五二三	六三、三一九 (予)	可決 六三、五二五	可決 六三、五二六

国会の承認を求めるの件（一件）

1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	六三、三三四	六三、三三四 (予)	承認 六三、三三六	承認 六三、三三七	六三、三三四	承認 六三、三三四	承認 六三、三三五
番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	参議院	衆議院	備考

NHK決算（一件）

件名	提出月日	参議院	衆議院	備考
日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	六三、一、二三	六三、一二三 付託 委員 議決	六三、一二三 付託 委員 議決	

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額及び貸付金総額の制限額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に適応した健全な郵便貯金事業の経営の確保に資するため、郵政大臣が金融自由化対策資金を一定の範囲で運用できるようにすること等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、貯金総額の制限額の引き上げ

現行法では、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額（住宅積立郵便貯金並びに勤労者財産形成貯蓄契約及び勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る郵便貯金に係るものを除く。）を三百万円と定めているが、これを五百万円に引き上げることとする。

二、貸付金総額の制限額の引き上げ

現行法では、郵便貯金の一の預金者に対する貸付金総額の制限額を百万円と定めているが、これを二百万円に引き上げることとする。

三、金融自由化対策資金の運用

郵便貯金を金融自由化に適切に対応させるため、郵便貯金特別会計に設けられる（郵便貯金特別会計法改正案）金融自由化対策資金は、郵政大臣が運用することとし、その資金の運用範囲は、国債、地方債、金融債、一定の社債・外国債・金銭信託等とすることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日を定めた附則第一条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条の二の規定が改正される場合における同条の改正規定の施行の日を踏まえ、政令で定める日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額及び貸付金総額の制限額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に適応した健全な郵便貯金事業の経営の確保に資するため、郵政大臣が金融自由化対策資金を一定の範囲で運用で

きるようにすること等を行おうとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日を定めた附則第一条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「所得税法第九条の二の規定が改正される場合における同条の改正規定の施行の日を踏まえ、政令で定める日」とする修正が行われております。

次に、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案は、広く国民に国債等の取得の機会を提供し、個人による国債等の所有の促進を図るため、郵便局において国債等の募集の取り扱いその他の業務を行おうとするものであります。

最後に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案は、為替貯金業務の総合機械化の進展や利用者の要望に対応して郵便為替及び郵便振替のサービスの改善を図るため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を便宜一括して審査し、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、郵便貯金法の

一部を改正する法律案及び郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案に対し、日本共産党山中郁子委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、三法律案について順次採決の結果、まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大木正吾理事より四項目の附帯決議案が提出され、多数をもつてこれを本委員会の決議とすることに決しました。

次に、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、最後に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案については、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案
(閣法第二四号)

要旨

本法律案は、最近における社会経済環境の変化に適切に対処し、広く国民に国債等の取得の機会を提供し、国民の健全な財産形成に資するとともに、国債等の円滑かつ安定的な消化に寄与する観点から、個人による国債等の所有の促進を図るため、郵便局において国債等の募集の取り扱いその他の業務を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便局において、国債等の募集の取り扱いを行うこととする。

二、郵便局において募集の取り扱いをした国債等について、盗難や紛失の危険に備えて証券の保護預りを行うこととする。

三、郵便局において募集の取り扱いをした国債等の元金及び利子の支払いに関する事務を取り扱うこととする。

四、国民の緊急な資金需要にこたえるため、郵便局において募集の取り扱いをした国債等について、その買い取りを行うこととする。

五、国民の当座の資金需要にこたえるため、郵便局において募集の取り扱いをした国債等を担保として貸し付けを行うこととする。

委員長報告

一四二ページ参照

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金について、その運用範囲を拡大するとともに、簡易保険郵便年金福祉事業団において、これを借り入れて有利運用し、その利益を同特別会計に納付することができるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正

（一）簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金の簡易保険郵便年金福祉事業団に対する貸し付け

簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を簡易保険郵便年金福祉事業団に貸し付けることができるよう

にするため、同事業団をその運用範囲に加えること。

(二) 社債及び外国債の保有制限の緩和

社債及び外国債に運用する積立金の額の限度を、積立金総額のそれぞれ百分の二十（現行は百分の十）とする。

二、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正

(一) 事業団の業務範囲の拡大

事業団の業務に、簡易生命保険及郵便年金特別会計から借り入れた資金の運用を行うことを加えること。

(二) 資金の運用対象範囲

事業団は、一の資金の運用については、国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得、郵政大臣が適当と認めて指定する預金又は貯金、信託業務を営む銀行または信託会社への金銭信託で運用方法を特定しないものにより、安全かつ効率的に運用しなければならないものとする。

(三) 資金運用業務に係る経理と特別会計への納付

事業団は、二の業務に係る経理については、他の業務に係るものと区別して勘定を設け、この勘定において利益が生じたときは、政令の定めるところにより、

これを簡易生命保険及郵便年金特別会計に納付するものとする。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十二年四月一日」から「公布の日」に改める修正を行った。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険等の加入者利益の向上を図るため、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保険郵便年金福祉事業団に貸し付けることができるようにするため、同事業団をその運用範囲に加えるとともに、同事業団において、これを借り入れて有利運用し、その利益を同特別会計に納付することができるようにするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日について「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われております。

次に、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案は、最近における長寿社会の進展にかんがみ、簡易生命保険等の加入者に対する保障内容の充実または利便の向上を図るため、終身保険の制度を改善し、被保険者が常時介護を要するような状態になつたときに保険金を支払うことができるとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることのできるようにするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党山中委員より、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、両法律案について順次採決の結果、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は多数をもつて、また、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案は、最近における国際通信ニーズの多様化・高度化にかんがみ、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する特別第二種電気通信事業の実現とその健全な発達を図るため、電気通信事業者が条約その他の国際約束により課された義務の誠実な履行を確保する等の措置を定めるとともに、電気通信設備の接続等に関する規定を整備しようとするものであります。

また、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、国際放送の受信改善を図るため、外国放送事業者と日本放送協会の間で国際放送を相互に中継することができるようにするとともに、超短波多重放送を実用化するために、必要な規定の整備を行おうとするものであります。

さらに、電波法の一部を改正する法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、広く国民が利用する無線局について免許手続の簡素合理化を図るとともに電波の有効利用の促進に資するために所要の改正を行い、さらに不法な無線局の増加に対処する等のため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を便宜一括して審査し、

質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、電気通信事業法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党山中委員より反対の意見が述べられました。

次いで、三法律案について順次採決の結果、電気通信事業法の一部を改正する法律案は多数をもつて、放送法及び電波法の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、電気通信事業法の一部を改正する法律案に対し、三項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、国際放送の受信改善を図るため、外国放送事業者と日本放送協会との間で国際放送を相互に中継することができるようにし、また、超短波多重放送を実用化する

るために、必要な規定の整備を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本放送協会は、外国の放送事業者の国際放送の放送番組を中継国際放送として放送できることとする。

二、中継国際放送についての協定を締結するときには、日本放送協会は郵政大臣の認可を受けなければならないこととし、郵政大臣はこの認可に当たつては電波監理審議会へ諮問しなければならないこととする。

三、日本放送協会は、超短波多重放送を行うことができることとするとともに、超短波多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸することができることとする。

委員（長報告

一四五ページ参照

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

要旨

本法律案は、為替貯金業務の総合機械化の進展や利用者

の要望に対応して郵便為替及び郵便振替のサービスの改善を図るため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便為替法の一部改正

一 定額小為替の為替金額は、現在、百円から三千円まで十四種類が法定されているが、これを一万円という上限を法定し、具体的な金額は省令で定めることとする。

二 為替証書の有効期間を二カ月から六カ月に延長することとする。

二、郵便振替法の一部改正

一 電信払い込み及び振替の料金は、払込金又は振替金を受け入れる加入者が負担することができることとする。

二 社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人または団体であつて省令で定めるものに寄附金を送金する場合には、通常払い込みまたは通常振替の料金を免除することとする。

三 振替口座の開設料金を無料とすることとする。

四 郵便振替の払出証書の有効期間を二カ月から六カ月に延長することとする。

五 郵便に関する料金を振替口座から払い出すことにより納付することができることとする。

六 簡易生命保険の保険金等または郵便年金の年金等について、契約者の振替口座に払い込むことにより支払うことができることとする。

委員長報告

一四二ページ参照

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、最近における長寿社会の進展等にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の加入者に対する保障内容の充実または利便の向上を図るため、終身保険の制度を改善するとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、簡易生命保険法の一部改正

(一) 終身保険制度の改善

被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより保険金の支払いをすることができるとする。

(二) 疾病傷害特約制度の改善

被保険者の疾病を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態について保険金の支払いをすることができるとする。

(三) 契約者貸付金の証券等による弁済

証券等を保険契約者に対する貸付金の弁済に充てることができるとする。

二、郵便年金法の一部改正

証券等を年金契約者等に対する貸付金の弁済に充てることができるとする。

委員長報告

一四五ページ参照

電波法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、広く国民が利用する無線局について免許手続の簡素合理化を図るとともに、電波の有効利用の促進に資するために所要の改正を行い、さらに不法な無線局の増加に対処するため、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、使用する電力が小さく、他の無線局に混信を与えるおそれが少ない無線局について、技術基準への適合性等を確保した上で、免許を不要とすることとする。

二、広く利用されているパーソナル無線について、免許の有効期間を五年から十年に延長することとする。

三、郵政大臣が指定する公益法人に、無線局の開設等に関する照会相談に応じる等の業務を行わせることとする。

四、指定された空中線電力の範囲を超える無線局を運用した場合の罰則規定を整備することとする。

五、違法な無線局が他の無線局に混信を与えた場合において、他の多数の無線局の運用に重大な悪影響を与えるお

それがあつたと認めるときは、製造業者または販売業者に対し、必要な事項を勧告し、これに従わない者があつたときは公表することとする。

委員長報告

一四五ページ参照

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第六七号)

要旨

本法律案は、郵便事業の利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例範囲を拡大するとともに、郵便料金の口座振替による納付を可能とする等の措置を講ずるほか、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便切手を発行できるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便法の一部改正

(一) 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例範囲の拡大

広告郵便物(第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。)で、省令で定める差し出し等に関する条件を具備するものの料金については、同時に差し出されたものの料金合計額または一定期間内に料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額につき、それぞれその合計額または総計額の三〇%(往復葉書にあつては一五%)に相当する額を超えない範囲内において、これらを減額することができることとする。

(二) 郵便料金の口座振替による納付方法の実施

郵便料金は、料金の納付が確実であり、かつ、徴収上有利であると認められる場合に限り、金融機関の預金口座または貯金口座からの口座振替の方法により納付することができることとする。

(三) 代金引換制度の改善

書留としない郵便物についても、代金引換とすることができるとする。

四 あて名変更料及び取り戻し料の納付の改善

あて名変更料及び取り戻し料について、省令で定める場合には、納付を要しないこととする。

五 郵便私書箱の使用料の廃止

郵便私書箱の使用料を廃止することとする。

二、お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正

題名を「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に改めるとともに、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便切手を発行することができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、郵便事業の現状にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例範囲を拡大し、専ら商品の広告等のため

に大量に差し出される広告郵便物については、区分差出、後回し処理等の条件の下で、最高三〇%の料金割引ができることにするとともに、郵便料金の口座振替による納付を可能とする等の措置を講ずるほか、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付の郵便切手を発行できるようにするものであります。

委員会における質疑の詳細については会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第九三号）

要旨

最近における国際通信ニーズの多様化・高度化にかんがみ、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する特別第二種電気通信事業の実現とその健全な発達を図るため、電気通信事業者が条約その

他の国際約束により課された義務を誠実に履行することを確保する等の措置を定めるとともに、電気通信設備の接続等に関する規定を整備しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、条約等の国際約束の遵守

郵政大臣は、電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していない等のため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることができることとする。

二、電気通信設備の接続等に関する協定

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を要することとする。

三、電気通信事業者の約款外役務による提供

第一種電気通信事業者は、提供条件が契約約款と異なる電気通信役務（約款外役務）を第二種電気通信事業者に提供するため、約款外役務の提供に関する契約を締結

しようとするときは、郵政大臣の認可を要することとする。

四、電気通信設備の接続等に関する命令

郵政大臣は、一定の電気通信事業者間の電気通信設備の接続若しくは共用または第一種電気通信事業者の特別第二種電気通信事業者に対する約款外役務の提供に関し、公共の利益を増進するために必要かつ適切と認めるときは、当該接続等に関する協定又は契約を締結すべきことを命ずることができることとする。

委員長報告

一四五ページ参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件（閣承認第一号）

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和六十二年度収支予算、事業

計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入、事業支出とも三千五百十五億二千万円で収支の均衡を保っておりますが、資本収支において債務償還に必要な資金の不足額を補てんするため、昭和六十一年度以前からの繰越金百五十八億八千万円のうち、百億五千万円を資本収入に繰り入れ、残余の五十八億三千万円につきましては、翌年度以降にその使用を繰り延べることとしたしております。

また、事業計画におきましては、その重点を衛星放送設備の整備の推進、視聴者の意向に応じた放送番組の編成、国際放送の新送信設備の全面的運用の開始、事業運営の効率化などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、今後の経営の見通し、効率的な営業活動のあり方、衛星放送の番組編成方針、ソウル・オリンピックの放送権料などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大木正吾理事より、放送の不偏不党の堅持、長期的経営のあり方の検討など五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。